労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## | 労働安全衛生法の一部改正

一事業者の講ずべき措置等

1 事業者は、 職場において行われる顧客、 取引の相手方、 施設の利用者その他の当該事業者の行う事

業に関係を有する者の言動であって、その使用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照ら

して社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、

当該言動への対処の方針の明示及び実施並びに当該労働者からの相談に応じ適切に対応するために必

要な体制 の整備を行うとともに、 当該言動に係る正確な事実の把握、 記録の作成及び保存等の事後対

応 仮処分命令の申立ても含む当該言動の抑止のための措置その他の必要な措置を講じなければなら

ないこと。

2 厚生労働大臣は、 1により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために

必要な指針(以下「指針」という。)を定めるものとすること。

3 厚生労働大臣は、 指針を定めようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴くものと

すること。

4 厚生労働大臣は、 指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとすること。

5 3及び4は、指針の変更について準用すること。

6

その業務の全部又は一部を委託する者は、当該委託を受けた事業者が当該委託に係る業務について

1により講ずべき措置を適切かつ有効に実施することができるよう、必要な配慮を行うものとするこ

ک

(第七十一条の五関係)

助言、指導及び勧告並びに公表

1 厚生労働大臣は、 一の1の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、 助言、 指導又は

勧告をすることができること。

2 厚生労働大臣は、一の1に違反している事業者に対し、1による勧告をした場合において、その勧

告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。

(第七十一条の六関係)

## 三 調査研究等

政 府 は、 0) 1の言動に関 Ĺ その実態 の調査、 当該言動により労働者 の就業環境が害されることの

効果的な防 止及び当該言動へ の適切な対処の方法に関する研究その 他の調査研究並びに情 報  $\mathcal{O}$ 、収集、 整

理及び分析を行うとともに、 これらの成果の普及及び当該成果を踏まえた啓発活動を行うものとするこ

(第七十一条の七関係)

と。

四 国の援助

玉 は、 0) 1により事業者が講ずべき措置 の適切か つ有効な実施を図るため、 相談、 情 報 の提供その

他の必要な援助に努めるものとすること。

(第七十一条の八関係

第二 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一 部改正

特定業務委託事業者は、 その行う業務委託 に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に係る業務  $\mathcal{O}$ 

遂行に関して行われる顧客、 取引の相手方、 施設の利用者その他の当該業務委託に係る業務に関係を有 す

る者の言動であって、 当該特定受託業務従事者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上

許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、 その者

からの相談に応じ、 適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない

こと。

(第十四条第一項関係)

## 第三 施行期日等

## 一 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、二の1は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

労働安全衛生法の適用を受けない国家公務員、 船員等に関する措置等

1 政府は、 労働安全衛生法の適用を受けない国家公務員、 船員等について、 第一による改正後の同法

第七章の三の規定を踏まえ、 必要な措置を講ずるものとすること。

2 その他の当該個人事業者等の行う事業に関係を有する者の言動であって、その従事する業務の性質そ 政府は、 特定受託業務従事者に準ずる個人事業者等について、 顧客、 取引の相手方、 施設の利用者

の他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものによりその就業環境が害されることを

防止するための施策の在り方について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第二条関係)

三 労働者の就業環境を害する言動全般に関する労働安全衛生法による措置等

1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、 他の者の言動により労働者の就業環境が害されるこ

との全般について、 労働安全衛生法において必要な措置を講ずることを事業者に義務付けるための法

制上の措置を講ずるものとすること。

2 政府は、 1に定めるもの のほ か、 他 の者の言動により労働者及び特定受託業務従事者の就業環境が

害されることの全般に関しより効果的に防 止するための施策の在り方について検討を加え、 その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第三条関係)

兀 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正等

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、 当該派遣先  $\mathcal{O}$ 

事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、 当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業

(附則第四条等関係)